

「下関市ノーマイカーデー協賛店登録制度」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市地球温暖化対策地域協議会（以下「協議会」という。）がノーマイカーデーの普及・啓発のために行う「下関市ノーマイカーデー協賛店登録制度」の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における「下関市ノーマイカーデー協賛店」とは次の対象施設で、以下の取り組みを実施している施設等をいう。

(1) 登録対象施設

ノーマイカーデー実施の趣旨に賛同し、参加者に特典サービスの提供が可能な飲食店、店舗等（以下「協賛店」という。）

(2) 取り組み

ア ノーマイカーデー当日に、協議会が作成し、交付した「e c oパス（参加登録証）」を呈示した来店者に対し、各協賛店があらかじめ申込書に記入した特典サービスを提供すること。

イ ノーマイカーデーに関するステッカーの設置や、協議会が依頼するノーマイカーデーに関するポスターの掲示並びにチラシ等の設置・配布など市民への広報に協力すること。

ウ ノーマイカーデーへの参加やエコドライブを率先して実行するよう努めること。

(登録手続き)

第3条 「下関市ノーマイカーデー協賛店」への登録は、次のように行うものとする。

(1) 申し込み

「下関市ノーマイカーデー協賛店登録申込書（様式1）」に記入し、事務局に提出するものとする。

(2) 審査及び調査

事務局は、前号に規定する申込書を受理した場合は、申込書の内容等により審査を行う。

また、必要に応じ電話調査や戸別訪問により調査を行う。

(3) ステッカーの交付等

事務局は、審査の結果、「下関市ノーマイカーデー協賛店」に登録された協賛店に対し、ステッカーを作成し、交付する。

また、協賛店を、下関市ノーマイカーデーホームページ等において公表す

るなど、広く市民に情報提供を行う。

(4) 変更等

特典サービスの内容等に変更がある場合又は特典サービスを廃止する場合は、「下関市ノーマイカーデー協賛店（変更・廃止）届（様式2）」により、速やかに事務局に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の登録をせず、又は既にした登録を抹消することができる。

- (1) 前条4号の規定により、協賛店から「下関市ノーマイカーデー協賛店（変更・廃止）届（様式2）」の提出があったとき
- (2) 登録された協賛店がこの要領又はこの要領に基づく規定に違反し、又はそのおそれがあるとき
- (3) 前号に掲げる場合のほか、「下関市ノーマイカーデー協賛店登録制度」の実施上支障があると認められるとき

（報告）

第5条 会長は、協賛店に対し、「下関市ノーマイカーデー協賛店登録制度」の実施に関し、必要と認める事項について報告を求めることができる。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、「下関市ノーマイカーデー協賛店登録制度」の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。